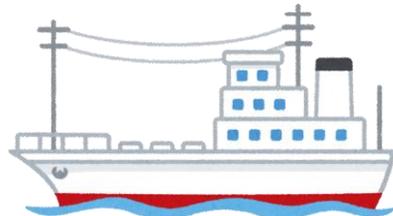


令和6年

漁業者の皆様へ

がんばろう萩！漁船用燃油価格高騰対策事業

漁業者の負担軽減を図り、
出漁を促進するため、
燃油価格の高騰相当分を支援します！



申請できる方 ※下記に一つでも非該当があれば申請できません

- ①市内に住所を有する、市内漁協の組合員(個人及び法人、正組合員及び准組合員)である方
- ②令和元年から令和5年までのいずれかの年の収入のうち、漁業収入が最も多い年がある方
- ③市税等について、滞納がない方

提出するもの

- ①萩市漁船用燃油価格高騰対策事業補助金交付申請書兼委任状
- ②令和元年から令和5年までのいずれかの年の収入のうち、漁業収入が最も多い年があることが証明できる書類(確定申告書の控え又は税申告を証明する書類等)
- ③燃油購入実績報告書

補助額

対象期間中の燃油購入量 × 補助単価

(1L未満 切捨て)

補助単価 = 令和6年の平均燃油価格 - 令和元年の同期間の平均燃油価格
(1円未満 切捨て)

※補助単価は、2回に分けて算出します。

(1回目)令和6年1月から6月までの間

(2回目)令和6年7月から12月までの間

対象の漁船用燃油

令和6年1月1日(月)から令和6年12月31日(火)までの間に漁船用として購入した燃油
(A重油、軽油、ガソリン)

※遊漁船業に用いる燃油は対象外、兼業の場合は、漁船用に用いる燃油のみ対象となります。

対象期間

令和6年1月1日(月) から 令和6年12月31日(火) まで

申請について

原則、所属する漁協各支店へ申し込んでください。
(漁協各支店が取りまとめ、市へ申請します。)
※申請は、1月から6月、7月から12月分の計2回の申請となります。

申請期間

【1回目】令和6年1月から 6月購入分:令和6年7月1日(月)～令和7年1月31日(金)

【2回目】令和6年7月から12月購入分:令和7年1月6日(月)～令和7年1月31日(金)

※上記期限は漁協から市へ申請する期限であり、漁業者から漁協への申込期限は別途所属の漁協が設定いたします。

※補助対象期間は、令和6年1月1日(月)から令和6年12月31日(火)までです。

申請にかかる書類の入手方法

山口県漁協はぎ統括支店管内の各支店へ申請書一式をお配りするほか、QRコードや萩市ホームページからもダウンロードできます。

※「がんばろう萩！漁船用燃油価格高騰対策事業」で検索してください。



こちらのQRコードでもダウンロードできます。

補助金の給付方法

原則、市から漁協へ一旦振り込まれた後、各申請者へ配分されます。



お問い合わせ先

山口県漁協はぎ統括支店管内の各支店

又は

萩市農林水産部水産課

TEL 0838-25-4195

※こちらは裏面となります。
表面にも記載があります。